みんなで
春をつくろう

第５期エコオフィスプランかすが
（春日市環境配慮率先実行計画）

【令和３年度～令和７年度】

令和３年３月

春日市

目　　次

第１章　基本的事項
１　計画見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(1) 世界的な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(2) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(3) 県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(4) 本市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
６　対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
７　二酸化炭素排出量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(1) 二酸化炭素排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第２章　二酸化炭素の排出状況
１　二酸化炭素排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　目標及び目標達成に向けた取組
１　二酸化炭素排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　削減目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(1) 職員全員の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(2) 庁舎・施設管理における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
(3) 公共工事で配慮すべき取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
(4) 事務局（環境課）の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第４章　計画の推進
１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　実施状況の点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３　進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第１章　基本的事項

1　計画見直しの背景

(1) 世界的な動き

近年、気候変動の影響による異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が平成 27（2015）年 12 月にフランスのパリにおいて開催された折、新たな法的枠組である「パリ協定」が採択され、平成 28（2016）年 11 月に発効されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命より 2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

また、同年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を総合的に解決する強い意志が共有されました。

図１　　持続可能な開発目標
（出典：国際連合広報センター）

SDGs は先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」などが示されています。

(2) 国の動き

日本では、平成 10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組が定められました。同法により、都道府県及び市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、平成 28（2016）年には「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」が閣議決定され、我が国の中期目標として、日本の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%減とすることが掲げられました。最近では、令和 2（2020）年 10 月 26 日に菅首相の所信表明演説において「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」の宣言がなされています。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求めています。

(3) 県の動き

県においても、平成 18（2006）年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」が策定され、県民、事業者、行政が温室効果ガスを積極的に削減して地球温暖化防止に貢献することとされています。

平成 29（2017）年 3 月には次期計画が策定され、令和 12（2030）年度における福岡県の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を定めています。

地球温暖化対策のための国民運動
COOL　CHOICE（＝賢い選択）

【クールチョイスロゴ】

日本は、2030 年に向けて温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標を掲げています。

「COOL　CHOICE」は、この目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

(4) 本市の取組

本市では温対法に基づいて、平成 13 年 3 月に「エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）」を策定して以降、一事業者として省エネルギー・省資源など環境保全のための取組を率先して実行し、自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。

ア 「第 4 期エコオフィスプランかすが」における取組

・庁舎で使用する消耗品等における、グリーン製品の積極的購入を推進
・環境配慮商品（トイレットペーパー、ポリ袋、蛍光灯、石灰等）を購入
・本庁舎等において壁面緑化事業を実施し、エアコン温度調整を推進
・エコオフィスプランかすがの取組内容から職員全員が特に取り組む内容として、「重点化項目」を設定

ノーマイカーデー街頭啓発

表 1　令和 2 年度の重点化項目

項　目	取　組
1　温度管理	空調機の室温を冷房時 28℃、暖房時 20℃となるように調整する。
	夏季期間は、エコスタイルを実施する。
	冬季期間は、重ね着や室内着を利用したウォームビズを実施する。
2　エレベーター	できるだけ階段を利用し、エレベーターの使用を控える。
3　パソコン	退庁時に、周辺機器の電源が切れているか必ず確認する。
	長時間使用しない場合はコンセントを抜く。
4　照明	点灯は始業開始時刻を原則とする。
	昼休み中は、来客者の応対時を除き消灯する。
	時間外の使用は必要最低限とする。
5　ノー残業デー	毎週水曜日をノー残業デーとし、18 時消灯できるように努める。
6　ノーマイカーデー	毎週金曜日をノーマイカーデーとし、自家用車通勤を控える。 特に 7 月と 11 月の第 2 金曜日は全職員一斉の実施日とする。
7　エコドライブ等の推進	公用車を使用する際は、アイドリングストップの徹底などエコドライブを実践する。
	近距離の移動の際には、公用自転車を積極的に使用する。
8　グリーン製品	消耗品を購入する際は、業務に支障のない範囲で、グリーン購入法適合製品を購入する。
9　用紙使用量の削減と廃棄物の資源化	印刷やコピーは、必要最小限度の枚数にとどめる。
	コピー用紙は、両面印刷、縮小機能などを利用する。
	印刷物等の作成を委託する際には、極力、再生紙を使用するように努める。
	不用になった用紙類は正しい方法で分別し、リサイクルに努める。
10 環境意識の向上	職員自ら省エネルギー・省資源を意識し、配慮行動を実践する。

イ 施設設備における取組

施設設備においても、以下のとおり計画的な取組を行ってきました。

表 2　第 4 期計画期間中の施設設備における取組内容

年　度	内　容
平成 28 年度	・本庁舎、児童クラブ 2 舎、福祉ぱれっと館のエアコンを最新型に更新 ・小倉東公民館及び春日公園公民館に最新型エアコンと LED 照明を設置 ・春日東小、春日西小、春日南小、春日北小、須玖小、天神山小、春日野小、白水小の吊り天井改修工事に併せて LED 照明を設置 ・小学校のエアコンを最新型に更新 ・春日市民総合スポーツセンターに太陽光発電設備を設置
平成 29 年度	・市役所本庁舎、ナギの木苑、毛勝児童センター、ふれあい文化センターのエアコンを最新型に更新 ・岡本公民館及び大谷公民館に最新型エアコンと LED 照明を設置 ・天神山小学校に LED 照明を設置 ・春日中学校、春日東中学校、春日西中学校、春日南中学校に整備する空調機にデマンド制御を採用 ・春日南小学校、天神山小学校の管理諸室等のエアコンを最新型に更新 ・岡本公民館及び大谷公民館の小便器をセンサー方式の節水型設備に更新
平成 30 年度	・市役所本庁舎、光町児童センターのエアコンを最新型に更新 ・小学校 10 校、中学校 1 校に整備する空調機にデマンド制御を採用 ・春日原小学校の空調機にデマンド制御を導入 ・春日北小学校の設置されたエアコンを最新型に更新 ・若葉台東公民館及び天神山公民館に最新型エアコンと LED 照明を設置
令和元年度	・市役所本庁舎のエアコンを最新型に更新 ・須玖北コミュニティ供用施設及び下白水北コミュニティ供用施設に最新型エアコンと LED 照明を設置 ・須玖北コミュニティ供用施設及び下白水北コミュニティ供用施設の小便器をセンサー方式とし、節水型設備を導入 ・春日北小、大谷小学校について普通教室等のエアコンを最新型に更新 ・春日北小、大谷小学校について普通教室等のトイレを節水型に更新
令和 2 年度	・市役所本庁舎のエアコンを最新型に更新 ・市役所本庁舎に LED 照明を設置 ・市役所本庁舎のエレベーター3 機を最新型に更新 ・春日北小、天神山小の特別教室、職員室等について、LED 照明に更新 ・日の出小、白水小、春日西中、春日北中の普通教室等について、LED 照明に更新 ・春日北小、天神山小、春日西中について、エアコンを最新型に更新 ・春日小、春日北小、春日東小、春日原小、春日西小、須玖小、春日南小、天神山小、春日中、春日西中について、節水型トイレに更新 ・大和町共同利用施設及び宝町共同利用施設に最新型エアコンと LED 照明を設置 ・大和町共同利用施設及び宝町共同利用施設の小便器をセンサー方式とし、節水型設備を導入

2　計画の目的

「第 4 期エコオフィスプランかすが」の計画期間が令和 2 年度で終了することに伴い、引き続き、本市自らが一事業者として省エネルギー・省資源などの環境負荷低減のための取組を率先して実行し、自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減に取り組むため、これまでの取組内容を再点検し、新たに「第 5 期エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）」を策定するものです。

3　計画の位置付け

本計画は温対法第 21 条第 1 項の規定に基づき、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減のために策定するものであり、「第 3 次春日市環境基本計画」の下位計画に位置付けられます。

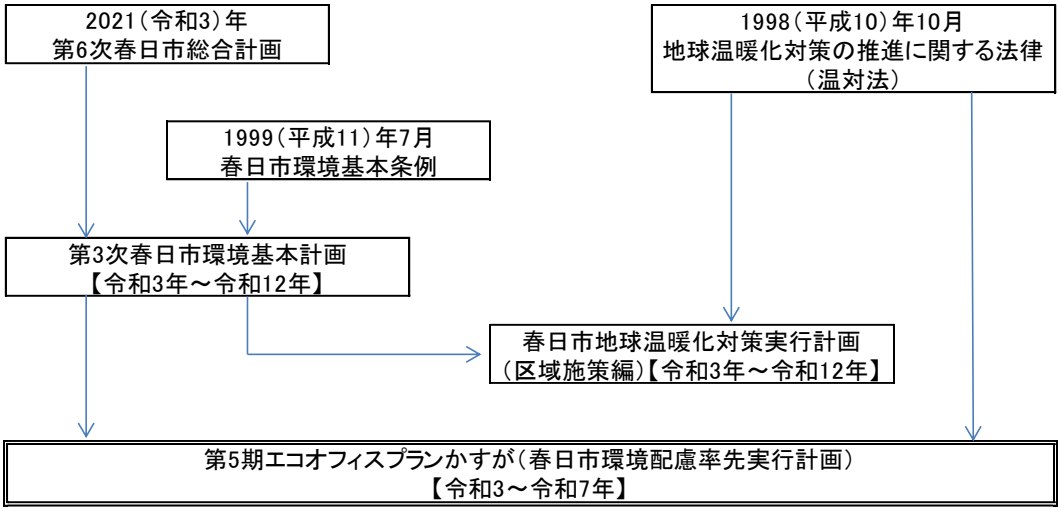

図 2　計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

第 21 条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

4　計画期間及び基準年度

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。本計画の削減目標を定めるにあたっては、実施結果の数値が確定している令和元年度を基準年度とします。

5　計画の対象

本計画の対象は、本市自らが実施する事務事業全てとします。ただし、指定管理制度を導入している施設は対象としません。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

表 3　温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

区分	施　設　名	延床面積（㎡）	施設主管課
市長部局	市役所本庁舎	17,125.16	管財課
	いきいきプラザ	3,865.00	健康スポーツ課
	福祉ぱれっと館	2,112.00	福祉支援課
	昇町保育所	929.07	こども未来課
	龍神池駐輪場	3,724.80	道路管理課
	男女共同参画・消費生活センター	396.00	人権男女共同参画課
	白水大池公園管理等	750.00	都市計画課
	バス待合室及び乗務員休憩室	61.21	
	消防団車庫、防災倉庫（6 施設）	432.80	安全安心課
教育委員会	小学校（12 校）	86,522.00	教務課
	中学校（6 校）	54,885.00	
	教育支援センター	408.00	学校教育課
	奴国の丘歴史資料館	2,820.67	文化財課
	埋蔵文化財収蔵庫	134.00	
	民族資料館	636.00	
	のぼり窯体験広場	254.50	
	奴国の丘歴史公園遺構覆屋	164.10	
	白水大池公園星の館	80.00	地域教育課
計	39 施設	175,300.31	

※指定管理等で対象外の施設

〇総合スポーツセンター、温水プール、西野球場（H28～指定管理）

〇ふれあい文化センター、春日市民図書館（H30～指定管理）

〇地区公民館など（H30～指定管理）

〇児童センター（R2～指定管理）

〇放課後児童クラブ（R2～指定管理）

〇老人福祉センター　ナギの木苑（R2～指定管理）

〇須玖保育所（R3～公私連携保育法人）

〇須玖児童センター（R03～指定管理）

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成 26 年法律第 72 号）（以下「省エネ法」という。）」に基づくエネルギー使用量の報告について

本市は省エネ法に基づく「特定事業者」に指定されており、同法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、毎年度計画書及び報告書の提出が義務付けられています。

省エネ法では、地方公共団体のエネルギー管理の範囲について、地方公共団体が設置している一部の事業所等の資産管理を各種法令に基づき首長以外のものが行っている場合は、当該地方公共団体とは独立した別事業所として捉えることとなっています。

本市では市長部局が該当するため、市長部局と教育委員会を分けて掲載しています。

なお、エネルギー使用量の報告については、指定管理を含む市長部局の全施設を対象とします。

6　対象とする温室効果ガス

温対法で削減の対象となっている温室効果ガスは、図 3 のとおり 7 種類ありますが、以下の理由により、本計画では二酸化炭素のみを対象とします。

・日本の温室効果ガス総排出量のうち 9 割以上が二酸化炭素であるため。
・本市には、その他の温室効果ガスであるメタンやフロン類の排出源である農耕地や半導体製造工場がなく、排出される可能性が極めて低いため。

温室効果ガスの特徴

国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス		地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO_2	二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH_4	メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N_2O	一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs	パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF_6	六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF_3	三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

図 3　温室効果ガスの種類と地球温暖化係数※
（出典：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。上記の数字は京都議定書第二約束期間（2013 年～2020 年）における値。

7　二酸化炭素排出量の算定

(1) 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定は、環境省により公表された「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（平成 29 年 3 月）」により示されている CO_2 排出係数※を用います。

二酸化炭素排出量　＝　エネルギー使用量　×　CO_2 排出係数

電気の CO_2 排出係数

エネルギーの大半を占めている電力に関しての電気の CO_2 排出係数は、各年度の前年度実績に基づき環境省・経済産業省が公表する「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を使用します。

なお、電気の CO_2 排出係数は年々減少傾向であり、CO_2 排出量の経年的な減少の大きな要因となっています。電気の CO_2 排出係数が減少している理由としては、原子力発電所の稼動や再生可能エネルギーで発電された電力の購入量が増加したことなどが考えられます。

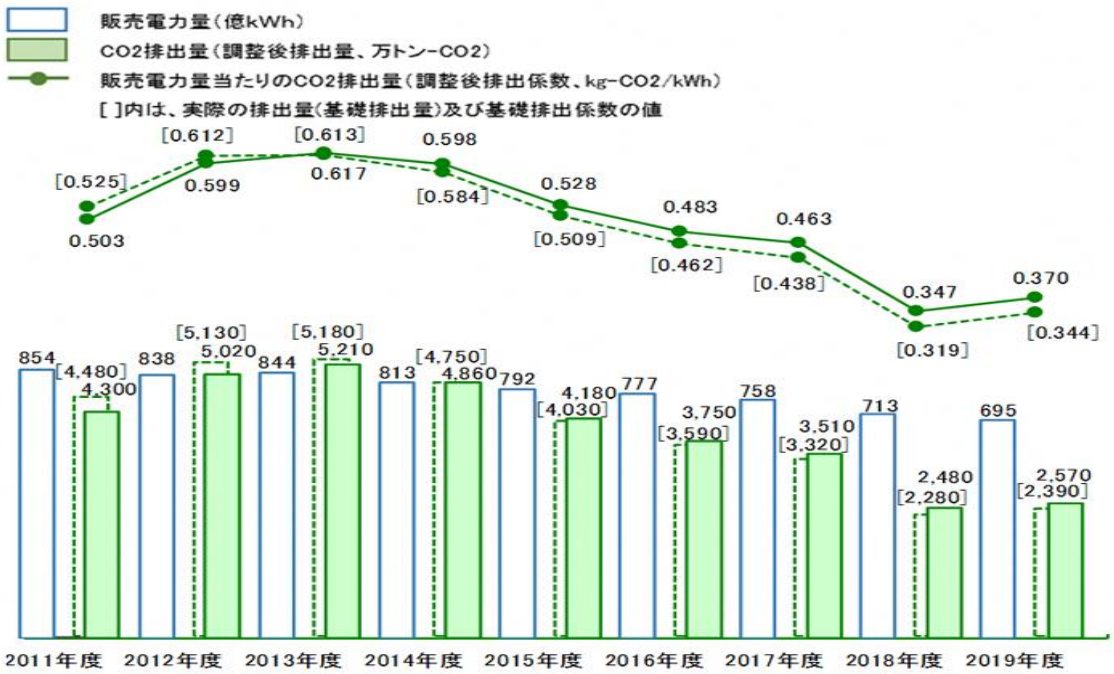

図 4　参考：九州電力の CO_2 排出係数の推移（出典：九州電力ウェブサイト）

※CO_2 排出係数：電気やガソリンなどのエネルギー使用量当たりの CO_2 排出量を求める場合に、エネルギーの種類に応じて乗ずる係数。

第 2 章　二酸化炭素の排出状況

1　二酸化炭素排出量の推移

本市の事務事業に伴う「二酸化炭素排出量」は、第 4 期計画の基準年度である令和元（2019）年度において約 2,189t-CO_2 となっており、第 4 期計画の目標を達成できる見込みです。

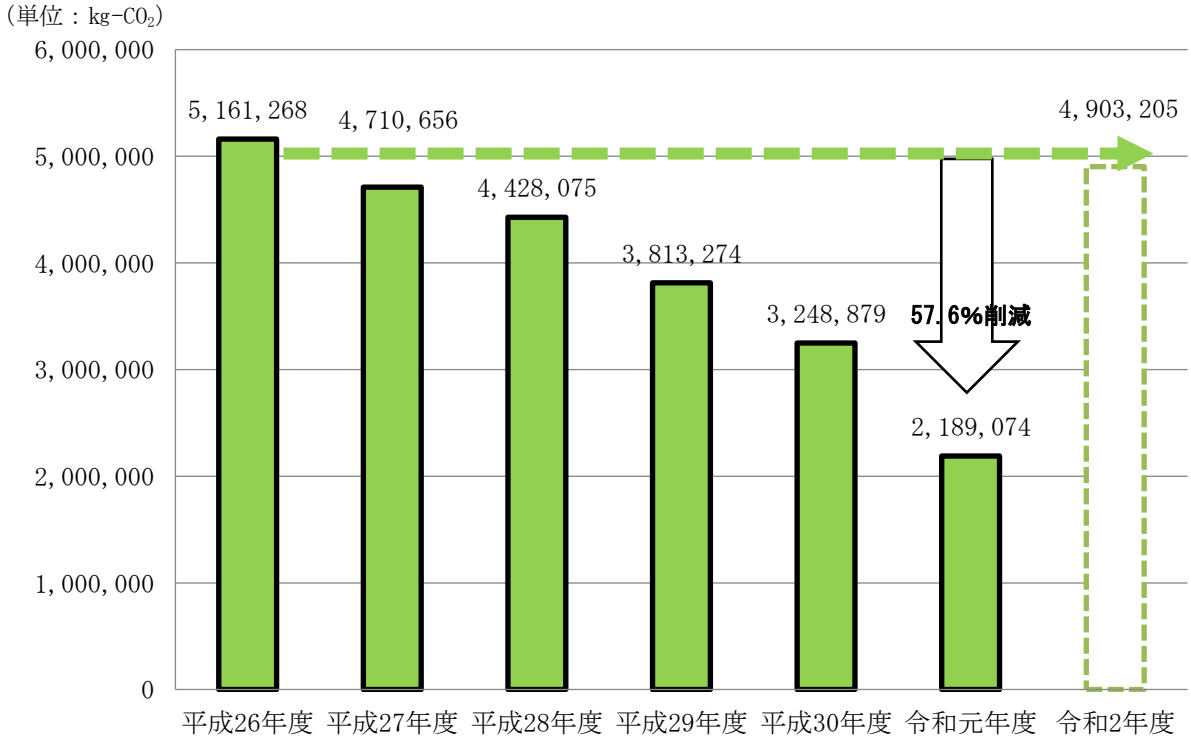

図 5　二酸化炭素排出量の推移

※指定管理を除く直営施設のみ集計

二酸化炭素排出量が減少した要因としては、公共施設の省エネ設備の導入や、暖冬によるエアコンの使用減少、近年の電気使用に係る CO_2 排出係数が減少傾向にあることなどが考えられます。

なお、第 1 期計画から第 4 期計画までの達成状況は以下のとおりです。

表 4　第 1～4 期の計画達成状況　（単位：kg-CO_2）

計画	計画年度	基準年度	目標年度	目標	目標値	実績	達成状況
第 1 期	H13～17	H11	H17	基準年度から5%削減	2,326,683	3,631,000	×
第 2 期	H18～22	H16	H22		エネルギー毎	3,994,160	×
第 3 期	H23～27	H21	H27	基準年度から5%削減	3,591,242	4,710,656	×
第 4 期	H28～R2	H26	R2	基準年度から5%削減	4,903,205	－	達成する見込み

第３章　目標及び目標達成に向けた取組

１　二酸化炭素排出量の削減目標

第５期計画については、

令和７年度に５%削減することを目標とします。

（基準年度 2019（令和元）年度比）

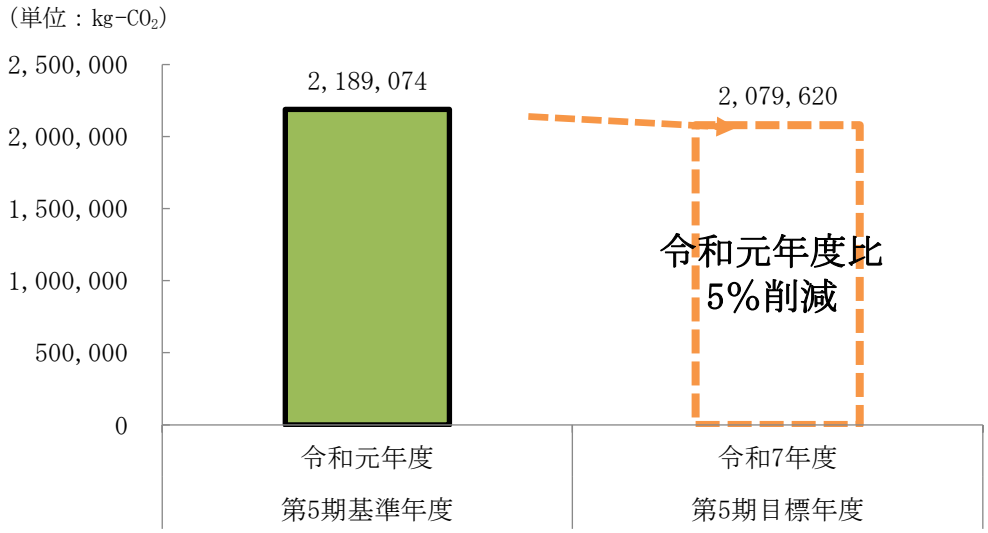

図６　二酸化炭素排出量の削減目標

表５　エネルギー発生源別の削減目標

発生源別	令和元年度（単位：kg-CO_2）	削減割合	令和７年度（単位：kg-CO_2）	削減量
電気	1,667,832	△5%	1,584,440	83,392
都市ガス	266,710		253,374	13,336
ＬＰガス	176,968		168,120	8,848
ガソリン	71,922		68,326	3,596
灯油	5,642		5,360	282
合計	**2,189,074**		**2,079,620**	**109,454**

2　削減目標値の設定について

国・県が定める計画では、二酸化炭素排出量の削減目標は、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26%削減となっています。一方、本市では、令和元（2019）年度時点で、平成 25（2013）年度比 59.3%を削減しています。

本計画では、本市の実施結果の数値が確定している令和元（2019）年度を基準年度とし、令和 7（2025）年度を目標年度とした削減目標値を、これまでの削減結果状況により前計画と同じく 5%に設定します。

表 6　各主体における二酸化炭素排出量削減目標

	計　画		目標年度	目標数値
国	地球温暖化対策計画（H28）	中期目標	2030 年度	**26%削減（対 2013 年度比）**
		長期目標	2050 年度	**80%削減（対 2013 年度比）**
県	福岡県地球温暖化対策実行計画（H29）		2030 年度	**26%削減（対 2013 年度比）**
市	**第 5 期エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）**		**2025 年度**	**5%削減（対 2019 年度比）**

国内の部門別温室効果ガス削減目標

国が定める温室効果ガス削減目標は、部門別に定められています。このうち、「業務その他部門」とは、第 3 次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費などのことです。地方公共団体の公共施設等から排出されるエネルギーは「業務その他部門」に含まれています。

国が定める計画の温室効果ガス排出削減目標のうち、業務その他部門と家庭部門は最も大きい約 40%削減が目標とされており、本市においては、本計画の計画年度までには削減目標を達成します。

2030 年度における国内の温室効果ガス削減目標（部門別）

	2030 年度 CO_2 排出量の目安（単位：百万 t-CO_2）		2013 年度 CO_2 排出量
エネルギー起源 CO_2	**927**	**約 25%削減**	**1,235**
産業部門	401	約 7%削減	429
業務その他部門	168	約 40%削減	279
家庭部門	122	約 40%削減	201
運輸部門	163	約 28%削減	225
エネルギー転換部門	73	約 28%削減	101

地球温暖化対策計画の概要（出典：環境省ウェブサイト）

3　目標達成に向けた取組

本計画の二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

なお、各タイトル横に「持続可能な開発目標（SDGs)」との関連項目を示しています。

(1)職員全員の取組

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には、常に環境に配慮した賢い選択を心がけ、事務事業の省エネに努めます。

また、各取組の中から特に重点的に取り組む事項を毎年度「エコオフィスプラン重点化項目」として設定します。

ア 省エネルギーに関する取組

取組項目	取組内容
空調の適正使用	室内温度は冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に、エアコンの運転調整を行う。
	夏季期間はエコスタイル（クールビズ）を実施する。
	冬季期間は、重ね着や室内着等を利用したウォームビズを実施する。
	会議室等の空調は、使用後必ず運転を停止する。
エレベーターの適正使用	できるだけ階段を利用し、エレベーターの使用を控える。
ＯＡ機器の適正使用	昼休み中は、業務に支障のない範囲で、パソコンの電源を切る。
	会議等でパソコンを長時間使用しない場合は、電源を切るなどして省電力を図る。
	退庁する際は、周辺機器の電源が切れているかを確認する。
	コピー機の使用後は、「予熱」または「節電」のボタンを押し、節電モードにする。
照明の適正使用	点灯は始業開始時刻を原則とする。
	昼休み中は、来客対応時を除き、消灯する。
	時間外の使用は必要最低限とする。
	毎週水曜日をノー残業デーとし、18 時消灯できるように努める。
	トイレ及び給湯室等の照明は、使用の都度、消灯する。

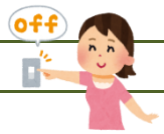

イ 省資源に関する取組

取組項目	取組内容
用紙使用量の削減	印刷及びコピーを行う時は、事前に内容を精査して必要最小限の枚数に留める。
	両面印刷、裏面利用、縮小機能を徹底する。
	不用となった用紙類は正しい方法で分別し、リサイクルに努める。
	ミスコピー防止のため、コピー機使用後は必ずリセットする。
	電子メール及び館内放送等を利用して、ペーパーレス化を図る。
	各種資料の共有化を図り、できる限り個人所有の資料を減らす。
	会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
ごみの減量	不用になった用紙類（焼却処分の必要のある場合は除く）、新聞紙、雑誌等の紙類は回収ボックスに収集し、種類別に分別を徹底する。
	紙類等は古紙分別マニュアルを参照し、分別回収を徹底する。

ウ グリーン購入に関する取組

取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	消耗品購入の際は、業務に支障のない範囲で、グリーン購入法適合製品を購入する。
	過剰包装された製品や、使い捨て製品の購入は極力控える。
印刷物の適正購入・発注	印刷物を購入及び外部発注する場合は部数を必要最小限にする。
	印刷物を作成及び外部発注する場合は仕様書に可能な範囲でリサイクルであることの記載をする。
事務機器等の適正購入・適正使用	部品の交換修理が可能等で、長期使用が可能な製品を購入する。
	不具合や故障時にはできる限り修繕に努め、長期使用する。

エ 公用車に関する取組

取組項目	取組内容
エコドライブの推進	アイドリングストップを徹底するなど、エコドライブを実践する。
	荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際はアイドリングをやめ、確実にエンジンを切る。
	発進するときは、緩やかにアクセルを踏む（最初の 5 秒で、時速 20km 程度が目安）。
	減速時には、早めにアクセルを離す。
	不要な荷物は降ろす。

公用車以外の交通手段の利用	近距離の移動は、公用自転車を積極的に使用する。
	人員や費用対効果を勘案し、バス及び電車等の公共交通機関を利用する。

オ　自家用車等に関する取組

取組項目	取組内容
ノーマイカーデー	毎週金曜日をノーマイカーデーとし、自家用車通勤を控える。 特に 7 月と 11 月の第 2 金曜日は、全職員一斉のため、街頭啓発を実施する。

エコドライブのすすめ

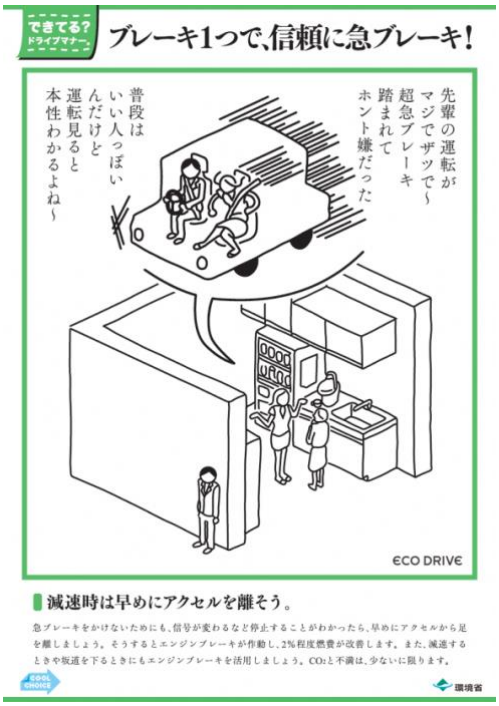

エコドライブとは、燃料消費量や CO_2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのことです。

エコドライブは誰でもすぐに始めることができます。小さな意識を習慣にし、お財布にやさしく安全な運転を心がけましょう。

【エコドライブ特設サイト】
（環境省）

(2) 庁舎･施設管理における取組

庁舎や施設の備品・設備等を適正に購入したり使用したりすることなどで、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理を行う際には、次の取組を推進します。

ア 庁舎・施設管理における取組

取組項目	取組内容
製品の購入	用紙類はグリーン購入法に適合する製品を購入する。
	トイレットペーパー等の衛生紙は、古紙配合率 100%の製品を購入する。
	洗剤は、生分解性の高い合成洗剤や石けんを購入する。
公用車	公用車の購入及び更新時には、低公害車又は低燃費車を選択する。
	公用車の洗車の際には、節水を心がける。
	適時適切な整備の励行を図る。
照明	適切な照度を保ちつつ、不要な照明を消す。
	常時灯等の更新時は環境負荷の少ない製品を選択する。
節水	水道の水圧調整を実施し、節水を行う。
	水を使用する機器を購入又は更新する際は、節水型の製品を購入する。
廃棄物	ＯＡ機器、家電製品、公用車等を処分する場合は、引取業者への指導を通じて、適正処理を徹底する。
事業者との連携	自動販売機設置事業者に対してカン、ビン、ペットボトル等の回収を要請する。
	対面販売業者に対して、容器包装の回収を要請する。
その他	ＬＡＮの活用により、周辺機器の共有化を図る。
	エアコンフィルターの掃除をこまめに行う。

(3) 公共工事で配慮すべき取組

二酸化炭素排出削減に最も効果を発揮する施設の省エネルギー化を目指して、公共施設の工事等を実施する際には、次の取組について配慮します。

ア 公共工事で配慮すべき取組

取組項目		取組内容
構想・計画		既存施設の有効利用に努める。
		周辺環境を十分に把握し、保全と調和に努める。
		省資源・省エネルギー化に向けて十分な検討を行う。
		自然エネルギーなどの環境調和型設備の活用に努める。
設計	緑化	可能な限り敷地や建物の緑化に努める。
		緑化にあたっては現地の特性に配慮した樹木等を選択する。
	省エネルギー	太陽光発電システムや太陽熱を利用した設備の導入に努める。
		効率的なエネルギーの利用に努める。
		省エネルギー型空調、照明機器の導入に努める。
		個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。
		省エネルギー設備の導入に努める。
		自然風・光を取り入れる工夫に努める。
		窓には、外気の流入・遮断が可能な建具等の採用に努める。
		その他、省エネルギーに有効な設備の積極的な導入に努める。
	水の有効活用	雨水貯留等の設備導入に努める。
		透水性舗装、浸透枡等の雨水の地下浸透に努める。
		雨水、排水処理水を利用した水洗トイレや散水等の設備の導入に努める。
		感知式洗浄弁等の節水機具の導入に努める。
	廃棄物	用紙類やダンボール等の分別回収を可能にし、リサイクル推進に努める。
		ごみ置き場に有害物質等が漏えいしないよう適切な規模、設備の導入に努める。
施工		施工段階で配慮した事項について、確実に実施するように努める。
		周辺環境への負荷の低減に配慮した工法や建材の採用に努める。
		建築副産物の発生の抑制に努める。
		発注者として、施工者の環境保全への意識啓発、指導等に努める。
改修・解体		改修時には、既存建物のエネルギー使用量を超えないようにする。
		騒音・振動の発生抑制、大気汚染等の防止に努める。
		有害物質等については、適正処理と適正回収を厳守する。
		建築副産物の再資源化、廃棄物発生量の抑制等に努める。

(4) 事務局（環境課）の取組

本計画の推進のために、事務局（環境課）は以下の取組を実施します。

ア 事務局（環境課）の取組

取組項目	取組内容
情報発信	本計画等の周知徹底を図る。
	職員に対し、環境保全の取組や情報を提供する。
	市民や事業者に、市の取組について積極的に発信する。
進行管理	各施設のエネルギーデータに基づき、温室効果ガス排出量の算定、報告を行う。

「SDGs」と本計画の取組との関連

ゴール	分野	内容
3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	教育	全ての人々へ包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する。
6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
11	安全な都市	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する

（出典：平成 30 年版環境白書から抜粋）

第４章　計画の推進

１　推進体制

本計画は、「春日市環境対策会議」を「推進事務局」、各課長を「計画推進員」とし、推進事務局は計画推進員の報告を受けて取組状況や改善案などを取りまとめ、「経営会議」での協議を経ながら進行管理を行うこととします。

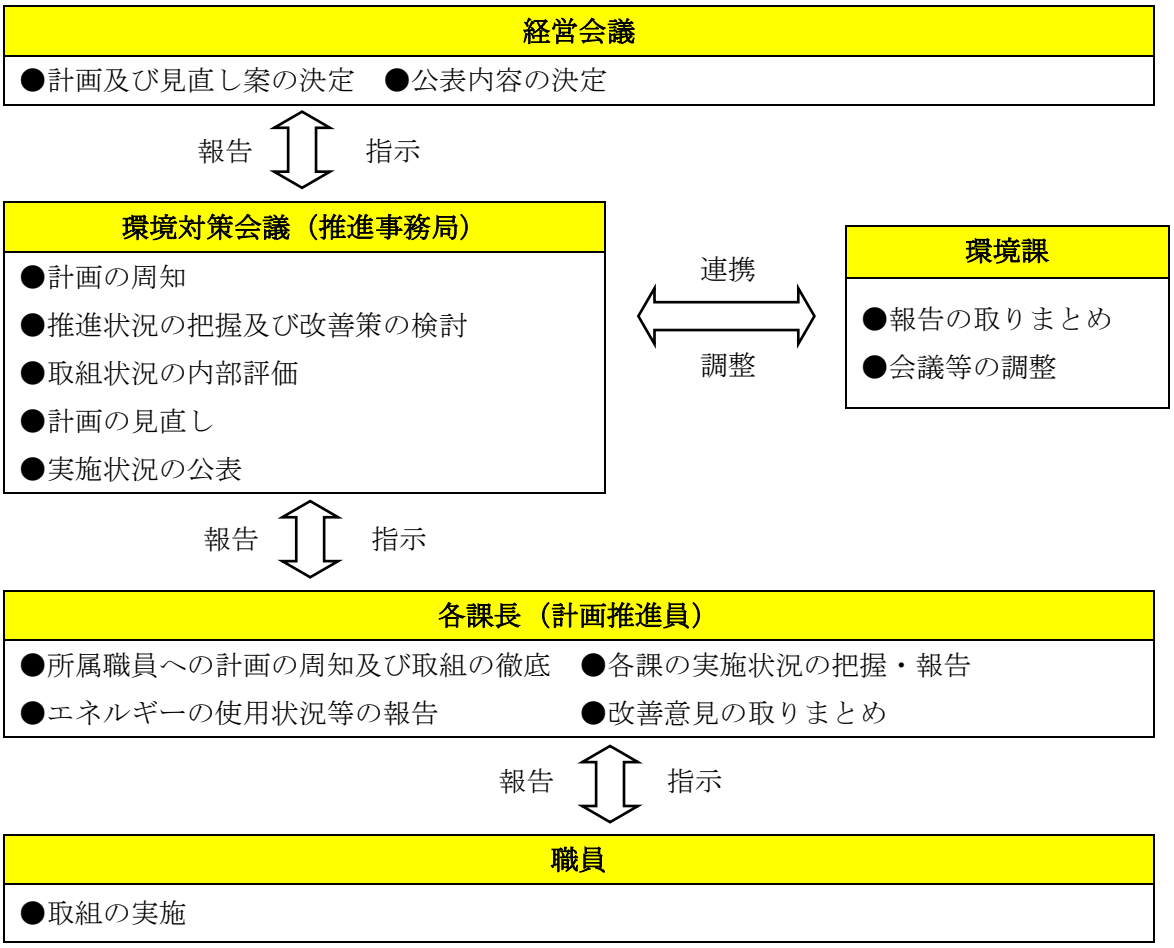

図７　計画の推進体制

【経営会議】

推進事務局が取りまとめた報告書を検討し、計画の見直し、改善及び公表内容を決定します。

【推進事務局（環境対策会議）】

地域生活部長、環境課長及び各部長が推薦する課長で構成し、計画を推進するための事務局として位置づけ、推進状況の把握や公表案の作成等を行います。

【計画推進員】

各課における推進を図るために、各課長を計画推進員とし、推進事務局に定期的に実施状況の報告を行います。

2　実施状況の点検体制

本計画の点検体制は以下のとおりです。

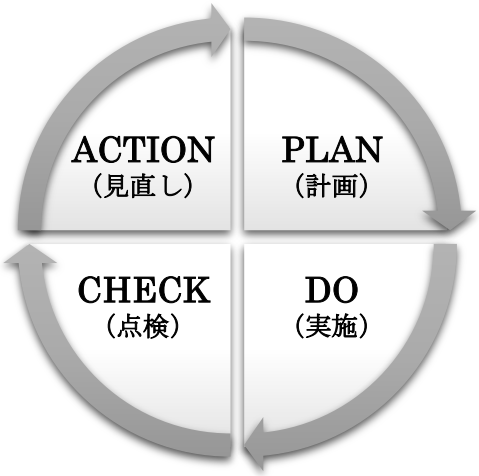

図８　PDCA サイクル

□　PLAN（計画）

「エコオフィスプランかすが」に基づき、取組内容を確認する。

□　DO（実施）

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の実行の際に、日常的な省エネ・節電等を実施する。

□　CHECK（点検）

計画推進員は所属職員の実施状況を把握し、毎月１回、事務局に報告する。施設を管理しているものは、エネルギー使用量も併せて報告する。

□　ACTION（見直し）

推進事務局は各課の実施状況を総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3　進捗状況の公表

計画の進捗状況や取組の成果等をとりまとめたものを、ホームページ、環境報告書等で公表し、住民や事業者等の理解を得られるようにします。

【環境報告書】

【市ホームページ】

第５期エコオフィスプランかすが
（環境配慮率先実行計画）

春日市　地域生活部　環境課
〒816-8501　福岡県春日市原町３丁目１番地５
TEL：092-584-1111
FAX：092-584-1147
E-mail：kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp

春日市ウェブサイト